

道路境界確認に関する手続きマニュアル

令和7年2月26日

高知県高知土木事務所 道路管理課

高知市内で県道に隣接する土地の売却や相続等の手続きのために分筆等登記手続きを考えられている方、敷地内に住宅の建築等を予定されている方など、隣接する道路との境界線（以下、「境界」という。）の明示（立会確認、証明、同意等）が必要になる場合があります。

県道との境界確認を希望する方は、下記のとおり申請等の手続きを行ってください。

土地の境界は、所有者及び県の財産にかかわる重要なことです。その確認や証明にあたっては、法律上の専門知識や正確な測量が必要になりますので、まずは専門家にご相談されることをお勧めします。

1 道路境界立会申請

県道と民地（個人または法人が所有する土地）との境界確認のために必要な手続きです。

立会とは、県道と民地の境界を明確にするため、官民両者が立ち会いのうえ、公図や測量図、過去の立会記録等を元に現地で確認する作業をいいます。

（1）どのような場合に必要か

県道に隣接する所有地（以下、「申請地」という。）について

- ①建物（ビル、家屋、ブロック塀、駐車場等）を建てるため、県道との境界を明確にしたい場合
- ②売却や遺産分割等のため分筆等の登記手続きを行う場合
- ③正確な測量結果で土地の面積を知りたい場合
- ④その他

例) 各種許認可の申請先から隣接土地所有者等の境界線証明書や境界確認同意書の提出を求められた場合 等)

（2）申請条件

①県道に接道していること

県道とは、高知県高知土木事務所長（以下、「高知土木」という。）が管理する道路のことを言います。

地図上では「県道○号線」と表示されます（国道195号を含む）。

申請の前に必ず、申請地に接地している道路が県道であることを地図等で確認してください（国道又は市道、私道ではないか、河川や港湾管理地ではないか 等）。

②申請人について

申請人が申請地の所有者であること。

申請地の所有者が複数の場合で登記事項証明書等により共有者の住所・氏名が確認できない場合（登記名義人が死亡している等）には、申請人欄に全員の記名が必

要です。そのうちのどなたかが代表で申請される場合は、申請書の備考欄にその旨を明記してください。

申請手続きや立会等を代理人が行う場合は、委任手続き（委任状の添付）が必要です。委任状は高知土木へ提出する必要はありませんが、申請人が立会を欠席される場合には写しを提出していただくことがあります。

（3）立会までの流れ

①事前準備等

ア) 調査

法務局で公図や登記事項証明書等を取得し、申請地と県道が接道していることを確認してください。

原則として、境界確認は、申請人（若しくは代理人）立ち会いにて行います。立会当日に隣接地等との境界（三方境）の確認を同時に行う場合は、隣接地所有者等の関係人がわかる資料の提出を求める場合があります。

＊ ＊ 関係人の定義 ＊ ＊

・ 隣接地の所有者（又は管理者）

場合によっては、下記

・ 土木委員や土地改良組合等の地元役員

・ 法定外公共物（里道や水路等）の所有者（又は管理者）

・ 対側地の所有者

※法定外道路が敷き込まれている場合、道路幅員が決まっている場合等

イ) 境界点の復元

法務局で地積測量図が取得できる場合は、事前に測量点を現地に復元してください。取得できない場合や備え付けられている地積測量図が古いため現状と異なる等の事情により、復元が困難と思われる場合は、申請時にその旨をご説明ください。高知土木（道路管理課）で参考資料等が確認できた場合は、事前に情報としてお伝えします。

②申請

「道路境界立会申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入し、下記の書類を添付のうえ担当課に提出してください。

＊ ＊ 添付書類 ＊ ＊

ア 位置図（住宅地図等）

イ 14条地図（なければ地図に準ずる図面）（法務局に備付けのもの）（以下、「公図等」という。）の写し

※場合によっては公図等（写）の合わせ図も作成してください。

※申請区間を朱線で明示してください。

ウ 地積測量図や実測図等

※既存のものがある場合

エ 登記事項証明書（若しくは登記事項情報）

※申請地及び関係土地の全部

※申請人が法人である場合は別に法人登記事項情報等
オ その他、高知土木が必要と判断するもの
※申請人と立会人が異なる場合は委任状が必要です。

③立会日時の調整

申請書類の審査を行い、正式に受け付けができるようになったらご連絡しますので、日程調整を行ってください。

受付窓口で申請される場合は、その場で簡単な審査を行い、正式な受け付けが可能かどうか判断いたします。担当不在の場合はお預かりし、後日、ご連絡いたします。

その際、申請人が立会可能な候補日をご提示いただければ、その場で立会可能な日を確認し、日時を確定します。

④立会（当日）

下記の確認を行います。

- ・申請人の出席の有無等

※申請人が欠席される場合は事前（又は当日）に委任状（写し）を提出してください。

- ・地積測量図等から復元した境界点等

※可能な限り、事前に復元しておいてください。

- ・境界明示物（金属釘や境界杭、プレート等）

※過去の記録等により道路構造物で確認する場合があります。

当所で保管する立会記録（非公開）用として写真撮影を行います。できるだけ顔は写さないように配慮はします。

2 隣接境界線証明書の交付申請・同意願

「1」の道路境界立会では、お互いの境界を確認したに過ぎません。お互いに確認し合意した境界を公的な資料とするためには、作成した測量図を元に隣接境界線の確定作業を行う必要があります。

登記等（地積更正登記、分筆登記等）を行う場合には法務局から、また、開発等の許可申請を行う場合には所管する公的機関から、隣接境界線証明書や同意書の提出を求められることがあります。

（1）隣接境界線証明書の交付申請

「隣接境界線証明書の交付願」（別紙様式2）に下記の書類を添付のうえ、担当課に提出してください。

＊ ＊添付書類＊ ＊

ア 隣接境界線証明書（控）

※証明の対象（境界線）がわかる実測図等を添付してください。

※別途、隣接境界線証明書（交付用）1部

（こちらに公印（割印）を押して交付します。）

イ 位置図（住宅地図等）

ウ 官民境界線を明示した写真

エ 交付手数料として高知県収入証紙（420円）を貼付のこと。

オ その他、高知土木が必要と判断するもの

カ 公図等の写し

※場合によっては公図等（写）の合わせ図も添付してください。

※証明区間を朱線で明示してください。

キ 登記事項証明書（若しくは登記事項情報）

※申請人が法人である場合は別に法人登記事項情報

カ、キについては、立会時と内容に異動がない場合は省略できます。

証明の対象は、申請があった範囲の起終点（三方境ではない）及び2点を結んだ直線（その中に境界点が存在する場合は各境界点を結んでできた折れ線）となります。高知土木は隣接地との境界は関知しないため、証明書には、「申請地との境界線のみを証明するものです。」との記載をさせていただきますので、ご了承ください。

（2）土地境界確定等への同意願

土地境界確定書に高知土木の同意が必要な場合（申請地と高知市が管理する法定外公共物（里道・水路等）との境界確定等）は、同意願（様式任意。宛名は高知県高知土木事務所長宛）に行政機関の定める「土地境界確定申請書（一式）」を添付し提出してください。

行政機関に提出する分（正本：関係人の署名・押印があるもの）と別に、高知土木の控えとして副本1部を提出してください。

3 立会確認結果提出のお願い

「1」の道路境界立会后に「2」の隣接境界線証明書の交付申請等を行わない場合は、立会確認結果の提出をお願いします。様式は任意ですが、「2」（1）「**添付書類**」に準じて、ア（のうち作成した実測図）、イ、ウ、オを添付してください。

4 留意事項

○関係法令等の遵守をお願いします。

○境界立会や証明（同意）にかかる費用（測量に要する費用や公図等の取得にかかる事務手数料等）は、申請人にご負担いただきます。

○立会当日の作業がスムーズに進むように、事前に境界明示物の確認及び境界点等の復元を行っておいてください。

○雑木が生い茂っている等、現場の状態により境界点等の確認ができない場合は立会を打切らざるを得ませんので、事前に草刈りを行う等のご協力をお願いします。

よくある質問

Q 隣接する道路が県道かどうかがわかりません。

A 道路標識又は地図アプリ等で確認をお願いします。他者が管理する道路（市道等）との境界が明確でない場合は、高知土木備え付けの道路台帳でご確認いただけますので、窓口（道路管理課）へお越してください。

Q 隣接する土地が空き地や里道のような場所なので、道路かどうか不明です。

A まずは、法務局で登記事項証明書や公図を取得し、所有者や地目を確認してください。

Q 登記簿上では地目が「公衆用道路」となっていますが、県道ですか？

A 所有者が「高知県」であれば県道（県道予定地や余幅地を含む）である可能性があります。ただし、別の担当課が所管する場合があります（港湾管理道路や河川管理道路等）。

また、「高知市」であれば市道の可能性、国の省庁名であれば国道又は移管後に名義変更手続きができていない県道又は市道の可能性もあります。

Q 隣接する道路の現況は市道ですが、公図で確認したところ所有者が「高知県」となっていました。この場合、立会申請先は高知土木ですか？

A 高知土木では、道路法に基づき県が管理する道路（県道）に対して、所有者の立場に加えて道路管理者の立場で公物管理法に元づく管理権行使の一環として立会確認及び証明・同意事務を行っています。

境界明示物や復元された測量点があるなど境界がはっきりしている場合は、現地でそれらを確認することを基本としますが、加えて、道路管理上適正な境界はどこかを確認しますので、現況が県道である必要があります。

現地では、道路の形状だけでなく、側溝や擁壁などの道路構造物等も確認します。境界がはっきりしていない場合は側溝框の「縁（へり）」等を適正な境界とすることもあります。

そのため、所有権があったとしても管理権がない道路については立会確認等はできませんので、道路管理者である高知市にご相談ください。

反対に、現況は県道でも名義が国省庁や市町村だったり個人の方だったりする場合があります。所有者の立場ではなく管理者の立場で境界確認を行いますので、ご了承ください。

Q 関係人の所在等がわかりません。連絡がつきません。

A 当日、立会で確認し、場合によっては証明を行う箇所は、あくまで申請地と県道との境界線（申請区間）のみですので、関係人の立会は必ずしも必要ではありません。

隣接地との境界については関知いたしません。

Q 申請書の申請者の記名は自署する必要がありますか？

A 必ずしも自署（サイン）の必要はありませんが、ワード等で原稿を作成した場合やゴム印の場合は、記名の横に押印してください。

Q 立会当日、申請者の参加は必要ですか？

A 原則、申請者本人の立会をお願いします。やむを得ず欠席される場合は代理人が代わりに確認することとし、事前（又は当日）に委任状（写し）を提出してください。ご家族が代理となり出席される場合でも同様に、代理人への委任状（写し）が必要です。提出がない場合は、当日の立会を中止することもありますので、ご注意ください。

Q 立会当日、予定が合わず関係人が欠席します。

A 関係人の立会は必ずしも必要ではありません。ただし、後日、隣接地の所有者と立会し、結果、申請区間が変わる場合、特に隣接地側に移動させる必要があった場合は、再立会が必要になりますので、ご相談ください。

Q 証明（同意）書の交付を受けたいのですが、立会申請を行ってからどれくらいで交付されますか。

A 高知土木における手続きとしては、立会申請書を受理してから、

書類審査～日程調整～現地立会～情報整理・立会記録作製
～交付申請受理～書類審査・起案

を経て、証明（同意）書の発行となります。

申請者側で行う日程調整や確認結果の整理や測量、交付申請にかかる準備等も考慮し、期間を見積もってください。

Q 現地立会の日程調整をしたいのですが。

A 申請受付後1～2週間を目処に、候補日時をいくつか設定してください。

ただし、時期的に対応できない期間（GWやお盆休み・年末年始等）や他に立会予定が入っている場合などの混み具合によっては3週間以後になることもあります。少ない人数で対応していますので、ご理解ご協力をお願いします。